



島根県報

令和7年9月2日（火）

第 6 4 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の（中 小 企 業 課） 2
変更の届出（3件）

【公 告】

令和7年度クリーニング師試験の実施（薬 事 衛 生 課） 4

【公企規程】

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程（企 業 局 総 務 課） 6

告 示

島根県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラビタ本店 島根県出雲市今市町87番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美 島根県松江市殿町19番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

（変更後）島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

（変更後）島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美

(4) 変更の年月日

令和7年6月22日

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 7 年 9 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタひらた店 島根県出雲市平田町7137

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美 島根県松江市殿町19番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美

(4) 変更の年月日

令和 7 年 6 月 22 日

2 届出年月日

令和 7 年 8 月 15 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラビタはまやま店 島根県出雲市松寄下町296-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美 島根県松江市殿町19番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(変更後) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 克美

(4) 変更の年月日

令和7年6月22日

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和7年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和7年11月13日（木）午後1時40分から午後4時20分まで（午後1時15分から受付開始）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。

2 試験場所

学科試験及び技能試験

松江市内中原町52 島根県職員会館

全ての試験を同一の会場で行う。

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 技能試験

ア 繊維の鑑別

イ 洗たく物の処理に関する技能（筆記）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

令和7年9月10日（水）から同月24日（水）まで

なお、郵送の場合は、令和7年9月24日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 履歴書（所定用紙） 1通

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。） 1枚

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの） 1通

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。） 1通

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人宛てに送付する。

10 合格者の発表

令和7年12月9日（火）に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life_hygiene/cleaning/）（11の(1)において同じ。）に受験番号を掲載するほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書様式（以下「受験願書等様式」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、同課で配付する。

なお、郵送により受験願書等様式を請求する場合は、180円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、7の提出先へ郵送すること。

(2) 問合せ先

受験願書等様式の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係（電話 0852－22－6529）にすること。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5 島根県企業局工業団地整備室長印の項中

「

島根県企業局工業団地整備室長之印	20ミリメートル平方	総務課長
島根県企業局工業団地整備室長之印 伯 太	20ミリメートル平方	工業団地整備室安来工業用地スタッフ調整監

を

「

島根県企業局工業団地整備室長之印	20ミリメートル平方	総務課長
------------------	------------	------

に改める。

」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。